

今夏の電力使用制限を受ける事業主の皆様へ

一定の場合に、雇用調整助成金・中小企業緊急雇用安定助成金が利用できます。

雇用調整助成金・中小企業緊急雇用安定助成金は、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた場合のみ利用可能です。

- 大口需要家(契約電力500kw以上)が電気事業法第27条による電気の使用制限により事業活動を縮小した場合
- 小口需要家(契約電力500kw未満)が使用電力の抑制に取り組んだことにより事業活動が縮小した場合

は、経済上の理由に当たりません。

次の場合には経済上の理由による事業活動の縮小と認められ、助成対象となります。

- 電力使用制限や使用電力抑制により事業活動が縮小する場合であっても、それ以外の経済上の理由(※)による事業活動の縮小が、更にある場合。

(「それ以外の理由」について説明していただきます。)

(※)風評被害により観光客が減少した など

- 取引先が電力使用制限や使用電力抑制を受けたことにより売上が減少した場合など、電力使用制限などの影響が間接的な場合。

※助成対象となるのは、所定労働日に休業等を行った場合です。

※詳しくはお近くのハローワークでお尋ね下さい。



提出する書類について

様式第 97 号

雇用調整実施事業所の事業活動の状況に関する申出書
(電力制限地域の事業主用)

事業活動の状況について次のとおり申します。

平成 年 月 日 事業主 住所 〒 又は 名称 代理人 氏名

労働局長 殿 (公共職業安定所長経由)

	A 別定業務期間(出勤開始日の前の3箇月の平均)	B Aに対応する期間の平均	C A/B×100	添付書類	※ 確認票
月 間 高 上 高	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで			

(生産量の減に至った理由として次の事項が該当しますか)

- 例年繰り返される季節的変動によるものである。 (はい・いいえ)
- 事故又は災害により施設又は設備が被害を受けたことによるものである。 (はい・いいえ)
- 行政処分又は司法処分により事業活動の全部又は一部の停止を命じられたことによるものである。 (はい・いいえ)
- 電力使用制限の直接的影響を受けたことによるものである。 (はい・いいえ)
- 直近の決算等の経営損益が赤字である。 (はい・いいえ)

様式第 97 号-2

雇用調整実施事業所の事業活動の状況に関する申出書
(電力制限地域の事業主用)

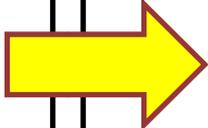
事業活動の状況について次のとおり申します。

平成 年 月 日 事業主 住所 〒 又は 名称 代理人 氏名

労働局長 殿 (公共職業安定所長経由)

※ 様式第 97 号の4において「はい」と回答した事業主のみ記載してください。

○ 生産量等が減少した理由として、電力制限の直接的影響以外の理由があれば具体的に記述すること。



4が「はい」の場合はこの用紙も提出してください

(※) 申請にはこれ以外の書類も必要です。

電力使用制限・使用電力抑制とは

○ 東京電力・東北電力管内の大口需要家(契約電力500kw以上)については、電気事業法第27条による電気の使用制限の対象となり、以下の期間・時間帯において、電力の使用が制限される(原則として去年の同期間の使用最大電力値を15%削減した値が上限)

- ◆ 東京電力管内:平成23年7月1日～9月22日 9時～20時
- ◆ 東北電力管内:平成23年7月1日～9月9日 9時～20時

○ 小口需要家(契約電力500kw未満)については、具体的な抑制目標と具体的取組に関する自主的な計画を策定・公表し、使用電力抑制に取り組む。